

片瀬地区防犯協会規約

(目的)

第1条 この会は、自主的防犯活動により、犯罪のない明るい片瀬地区を実現するため、この地区に片瀬地区防犯協会（以下「協会」という。）をおき、地域住民の防犯意識の高揚を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協会の事務所は片瀬市民センターにおく。

(事業)

第3条 協会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想高揚のため座談会、講演会、映画会等に関する事。
- (2) 防犯灯等防犯施設の設置に関する事。
- (3) 非行少年の補導と、不良化防止のための指導に関する事。
- (4) 犯罪の捜査、検挙に対する協力に関する事。
- (5) その他防犯活動に必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 協会は、町内会等の団体から選出された者及びこの会の趣旨に賛同する者の中から役員会の推薦する者をもって組織する。（以下「委員」という。）

(役員)

第5条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1 人
- (4) 監 事 2 人
- (5) 理 事 若干名

2 役員は、総会において委員の互選により選出し、その職務にあたる。

3 役員は任期は2年とし、補欠役員は前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は経理を担当する。
- (4) 監事は会計を監査する。
- (5) 理事は事業の企画運営に参画する。

(顧問)

第7条 協会は、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、協会の会議に出席し、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会議)

第8条 協会の会議は、総会、役員会、防犯会議とし、会長が必要のつど招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数をもって成立する。
- 3 役員会は、役員で構成し、総会で決定した事業を企画運営する。
- 4 防犯会議は、委員全員で構成し、事業の実施について協議し、情報交換する。
- 5 議事は出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長の決定による。

(総会の決議事項)

第9条 次の事項は、総会において決議しなければならない。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他役員会が必要と認めた事項

(経費)

第10条 協会の経費は補助金、その他をもつてあてる。

(特別会計)

第11条 協会は、事業の遂行上必要があるときは、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計にかかわる経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

(会計年度)

第12条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約にない事項で協会の運営上必要な事項については、役員会の議を経て決定する。

(専決処分)

第14条 緊急を要する事項で会議を開くいとまのないときは、会長において専決処分をすることができる。ただし、次の会議において報告するものとする。

附 則

この規約は、昭和37年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、昭和38年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月19日から施行する。